

締約国に関する情報 NZ	ニュージーランド 一般情報	附属書 B 1 NZ
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of New Zealand (IPONZ) (ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ))	
所在地	15 Stout Street, Wellington 6011, New Zealand	
郵便のあて名	P.O.Box 9241, Marion Square, Wellington 6141, New Zealand	
電話番号	(64-3) 962 26 07 (国際通話) 0508 447 669 (国内無料通話) 1800 796 338 (オーストラリアからの無料通話)	
電子メール	info@iponz.govt.nz (一般問合せ) epct@iponz.govt.nz (PCTに関する問合せ)	
インターネット	http://www.iponz.govt.nz	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	国内官庁のオンラインのCase Management Facilityで受理する	
送付することができる書類の種類	国内官庁に問合せされたい	
書類の原本提出義務	国内官庁に問合せされたい	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
ニュージーランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ)) 又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
ニュージーランドが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) (国内段階参照)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加特許	

[次頁に続く]

N Z	ニュージーランド (続き)	N Z
国内官庁が認める手数料の支払方法	指定官庁（選択官庁）として：出願が国内段階に移行した時点で、電子手段による手数料の支払が要求される。ニュージーランド居住者はG S Tの支払が要求される。 受理官庁として：国内官庁はP C T国際出願について直接決裁による支払を要求する。P C T出願が行われた後、出願人は支払のための該当する手数料及び支払用のMBIE PCT Trust Accountの概要を国内官庁から受領する。 詳細については、ニュージーランド知的財産庁のウェブサイト (https://www.iponz.govt.nz/) のPatent feesを参照されたい。	
国際型調査に関するニュージーランドの規定（P C T第15条）	な し	
国際公開に基づく仮保護	2013年ニュージーランド特許法第81条の規定によると、完全明細書が公衆の閲覧に供された後であって特許付与前であれば、（第5条で定義する）指名者は、明細書が公衆の閲覧に供された日において、特許が付与されていた場合と基本的に同一の特権及び権利を有するものとして扱われるが、この指名者は特許付与後まで訴訟を提起することができない。	
ニュージーランドが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
ニュージーランドが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り（附属書L参照）	